

# 進路のしおり

## ～障害の重い子の進路～



ノーマライゼーションの理念の下、障害がある人もない人も地域で共に生きていくことの意義が唱えられています。また、本年度からは、障害者の主体性、尊厳が重視され、支援費制度が導入されました。しかし、理念と現実には大きな隔たりがあるのも事実です。今回は、障害の重い子が人生の主人公としてどのように生きていくのか、どんな風に頑張っている人がいるのか、などに視点を当ててまとめてみました。また、支援費制度（居宅生活支援）の利用状況アンケート結果を掲載いたしました。これから的生活に役立て、自立生活実現の参考にしていただければと思います。

### ＜目次＞

支援費制度アンケート集計	P. 2 ~ 3
障害の重い子の進路決定	P. 4
自立生活	P. 5
施設立ち上げ	P. 6 ~ 7
制度を利用して	P. 8
教師の目・施設の目	P. 9
施設紹介	P. 10
支援費関係 用語解説	P. 11

- 埼玉県高等学校進路指導研究会／障害児教育部会・肢体不自由養護学校小委員会
- 埼玉県肢体不自由養護学校進路指導研究会 ●埼玉県肢体不自由養護学校校長会

# 支援費制度アンケート集計

進路のしおり第11号

## 居宅生活支援費アンケートから

(埼玉県内肢体不自由養護学校調査)

アンケート実施期間 平成15年9月～10月

在籍数 890名

回収数 506名(59.7%)

### 1. 相談状況と申請状況

支援費の相談に行った	252名(49.8%)
支援費の申請をした	196名(38.7%)
受給者証を受けた	182名(36.0%)

支援費の相談で窓口に行つた人は回答者の約半数で、支援費の申請をした人は回答者の38.7%だった。また、申請をした人の92.9%(182名)が受給者証を取得しており、回答者の36.0%であった。それは、肢体不自由養護学校在籍者の5人に一人程度であることも分かった。

<以下の割合は受給者証を取得した人に対する値>

### 2. 利用状況

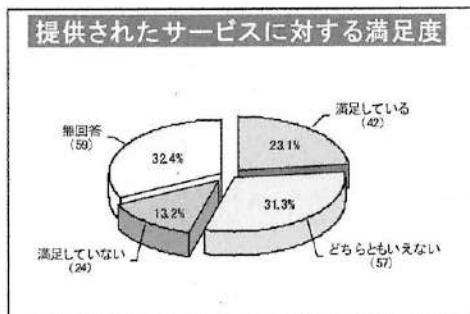
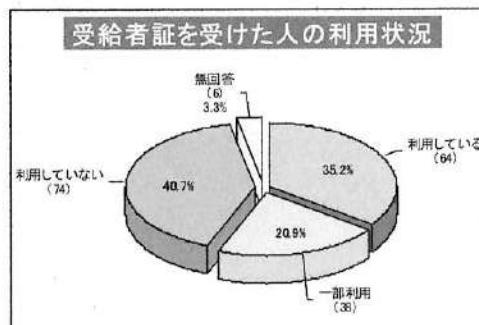
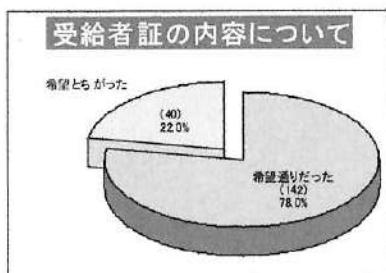
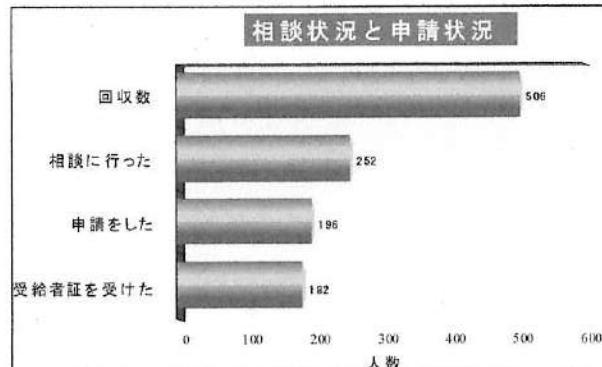
支援費の内容は希望通りだった	142名(78.0%)
〃 希望どちがった	40名(22.0%)
支援費を利用している	64名(35.2%)
一部利用している	38名(20.9%)
利用していない	74名(40.7%)
無回答	6名(3.3%)

支援費制度によってサービスを利用している人は、一部利用を含めて受給者の56%で102名だった。利用していない人の中で目立つのはショートステイの利用希望者で、特に夏季休業中の利用を予定した人だった。少ない事業所に予約が殺到して使えなかつたということである。また、適当な事業所が近くになく、利用できないケースもあったようだ。

### 3. サービスの満足度

満足している	42名(23.1%)
どちらともいえない	57名(31.3%)
満足していない	24名(13.2%)
無回答	59名(32.4%)

無回答者が多かったのは、受給者証を受けたが、ショートステイなどで実際使えなかつた人が多かったなどの理由が考えられる。



# 支援費制度アンケート集計

## 4. 意見欄から

・各市区町村の窓口の対応は準備期間がなく、その上数多い申請の対応に追われ、混乱している様子が分かった。例えば、「今まで移動介護や身体介護などのサービスを利用したことのない新規の人に対しては、必要になった時に申請するようにと受け付けてもらえたかった」「小学部の児童には使える制度ではないと言われた」「事業所の説明をしてもらえたかった」「窓口の職員が制度の内容を理解していないようだった」等があげられていた。

・障害者の社会参加、余暇の利用という点では自治体の対応にばらつきがあった。例えば、ヘルパーによる外出、通勤通学、映画や芝居の観賞、スポーツの観戦、遊園地やハイキングなどの様々な生活上の欲求に対して、支援費での対応が大きく違っていることが分かった。具体的にはサッカーの観戦をするための介助が必要なケースで、それを支援費で対応すると認めた市がある一方、娯楽やレジャーでの利用を認めない自治体があった。このように障害者の社会参加に対する視点が自治体によって大きく異なっていることが分かった。

・事業所についての情報提供では十分な説明や適切な対応ができない窓口が多い。例えば、「事業者のリストを渡され、自分で探すように言われただけだった」「実際のサービスがどのように行われているかわからない」等があげられた。特にショートステイは利用希望者が多いにもかかわらず、事業所があまりにも少ないという意見が多く出されていた。

・支援費と生活サポートの違いが分からない。例えば、「生活サポートで受けっていたサービスを支援費にしたら負担額が増えてしまった」「生活サポートと支援費対応の事業所を混同してしまった」等があげられていた。

・医療的なケアの必要な児童生徒に対するサービスは特に難しいのが現状である。「医療的なケアがある」という理由でサービスが受けられない状況にある。肢体不自由児養護学校に通う児童生徒の約20%は医療的なケアを必要としていることから、早急な対応を望む声が多かった。

## 5. 今回のアンケートから

○今回のアンケートから支援費制度スタートの時点では、窓口が相當に混乱していた状況が分かりました。また、障害者の社会参加の考え方方が自治体によって大きく違い、対応も様々だったことがはっきりしました。

○事業所については、数もサービス内容も不十分であり、とりわけショートステイができる事業所が不足していることも確認されました。しかし、障害者のニーズにあったサービスを提供できる事業所が徐々に増えているという情報も寄せられています。より良いサービスを得られるように、利用しながら事業所に働きかける必要があると思います。

○多くの家庭では、急な用事や保護者の体調不良などでホームヘルプサービスやレスパイト、ショートステイを使っています。しかし、児童生徒の社会参加や余暇の利用などの利用を考えた家庭は少なかったようです。それには「どのように制度を利用していいかわからない」という状況が考えられます。

支援費制度への移行は、単にサービス提供の方法が変わるだけではありません。ノーマライゼーションの実現を目指し、障害者の自立と社会参加、余暇の利用を打ちだしている点に大きな意義があります。また、埼玉県障害者プランは、障害者が地域で別け隔てなく暮らせる社会を目指しています。しかし、現状では行政側だけでなく、障害者本人、保護者、学校の教職員も目指す社会の具体的なイメージができていないと思われます。

「障害者が別け隔てなく共に生活する」「障害者が社会参加していく」とはどのようなことなのでしょうか。また、そのためには何が必要なのでしょうか。ある市役所の職員は「障害者本人または保護者がどのような生活がしたいか、どのような生活をさせたいかについて意思をはっきりさせることが大切である」と言っていました。

そうした意思をもって、新しい制度をより良く使い易いものにしていく努力が必要な時期であると感じました。

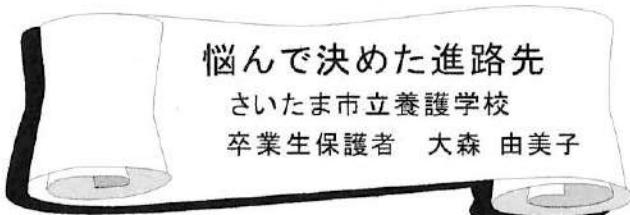
※アンケートを答えていただいた方々にはこの場をかりて御礼申し上げます。支援費の調査は今後も継続して行う予定です。調査内容について要望がありましたら巻末の各学校職員へ連絡ください。ありがとうございました。

# 障害の重い子の進路決定

## 悩んで決めた進路先

さいたま市立養護学校

卒業生保護者 大森 由美子



6時20分起床。朝食、着替えをすませ、1時間後には車椅子に乗って通所バスを待つ。娘の一日が始まります。通所更生施設で生活指導、発達課題訓練等を受け、4時まで過ごして帰ってきます。養護学校を卒業して4年目の秋を迎えようとしています。そして、毎日行く場があつて良かったと思う今日この頃です。

高等部に入学すると、卒業後を考える様になり、行く所があるかなと不安にもなります。地域の中で、本人に合う通所施設を選択するだけの数はないのが現実ですが…。

上尾市内のA施設に見学に行きましたが、身辺自立できている人を中心としていると感じました。室内を車椅子で移動するのも大変と思い、ここは合わないと判断しました。施設側も定員一杯で無理ですとのことでした。B施設は、見学させて頂き、実習となり私も1日参加しました。ウェス作りをしましたが、埃が気になり本人にはマスクをさせました。また、自発的に行動できない娘にとって、1日車椅子で過ごすのは大変なので医務室のベッドをお借りし、横になるスペースを作つて頂きました。

二つの施設を見学、実習した段階で車椅子で重度の重複障害者は少なく、本当に通所できる所があるのだろうかと思いました。どんなタイプの子も通所できるようには整備されていないと実感し、自分の気持ちに折り合いをつけなくてはと思いながら、C施設を見学し、話を聞きました。通所授産施設で皆忙しそうに働いていて、娘には無理かなと思いましたが、穏やかな班もあり、体の訓練も取り入れていると聞きました。そこは、横になれる畳のスペースもあり、昼食も手作りで綺麗な食堂でした。車椅子移動もゆったりないので、ここに入れたらいいなと思い、実習をお願いしました。施設長さんと指導員さんに学校まで来てもらい、1日の様子、介助の仕方などを見学して頂きました。



初めてのことだそうです。熱心さを嬉しく思い、安心しました。

卒業後、1年間はそこへ通所しましたが、以前見学した更生施設が新築増員すると聞きました。慣れた施設を移動することや、通園時間が長くなることなど悩みましたが、更生施設の方が娘に適していると考えて移りました。現在3年目となりましたが本人のペースに合っているようで、休むことなく元気に通園していますが、気掛かりなことがあります。ずっと不安なことでもあったのですが…。それは、緊張が強くなり、体全体が硬くなっているのではないかと感じていることです。特に脊柱の変形は、進んでいないかと常に心配しています。唯一、食べることが楽しみ、元気の源となっている娘にとって、脊柱の変形は、内臓を圧迫し、食欲を低下させるような気がしてなりません。

通所施設には、バードチェアという福祉用具を置かせて頂き、うつぶせに乗せて背筋を伸ばす姿勢を取つてもらっています。家では、就寝時に横向きにさせ、背中が丸くならないように、沈まないようにとバスタオルを重ねて肩下に入れ、足にクッションを挟んで寝ています。どうにかこれだけは持続しています。在学中には、訓練を受ける場がありました。卒業と同時に無くなりました。受け皿が少ないので、あっても遠いということ、親の体力の衰えなどから、徐々に訓練から離れていってしまいました。作業療法の先生にも、きちんと理解し、覚えて家でもやるように指導を受けましたが、なかなか思うようにはできません。訓練を生活の中に定着させておけば良かったと思います。

親の取り組み方によって、娘の健康状態を良い方向へ導くのだと思いつつも、寄る年波と葛藤している日々です。

## &lt;今思うこと&gt;

松本良太

(平成15年3月 日高養護学校卒業)



## 自立生活

僕は今、放送大学で勉強しながら、一週間に一度くらいでNPO法人「日高サポートセンターむーみん」の活動に参加しています。その他に、自立生活センターや障害当事者団体を見学したり、話を聞いたり、イベントに参加したりしています。

放送大学の勉強は、TVの授業は録画して家で受け、ラジオの授業は一週間に一度大宮にある学習センターに通って視聴しています。行き始めの頃、どんな風に勉強をすればいいのかわからず戸惑いがありました。でも、何度か通う内に周りの人のやり方を見たりして、少しづつ自分なりのやり方がみえてきました。大学の勉強はやはり難しいけれど、今まで知らなかったことを知ることができるのは面白いなと思っています。放送大学に行こうと思ったのも、今まで知らなかったことを知りたいという思いがあったからです。学習センターへは、支援費で契約した介助者の人に介助をお願いして通っています。

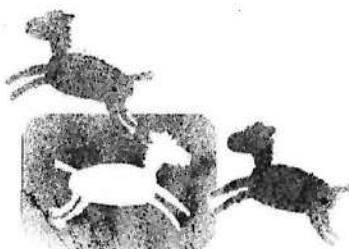
支援費を使い始めたのは、平成15年の5月くらいからです。僕の場合は今二つの業者と契約していて、放送大学へ通うと、一日2時間程度(トイレ介助やたまに一緒に食事を作ることもあります)週に3~4日の介助をお願いしています。養護学校に通っていた時は、ボランティアに出先での介助を頼んだことはありましたが、家の介助はほとんど家族でした。そこで初めのうちは、介助を頼む時にこちらも相手も慣れていない為、自分のしてほしいことを伝えるのに時間がかかりました。慣れている人に頼むように、ちょっと説明ただけで介助を頼むと、やってほしいことが中途半端になってしまったこともあります。その時は、もう一度説明しなおしたりして、いつもより時間がかかりました。相手に自分の気持ちを伝えるのは、

やはり難しいことなのだと感じることが多々あつたのですが、何度もやっていくうちに、少しづつ上手く伝えられるようになってきました。

なぜ介助者を家などで入れ始めたのかというと、僕は将来自立生活をしてみたいと思い、その時には必ず介助者が必要になってくるので、家族ではない人に介助を頼むことを体験したいと思ったのと、このままで親や家族に介助を頼み続けたくないなと感じているからです。

文の頭に自立生活センターや障害者団体に話を聞きに行ったりしていると書きましたが、それは将来自立生活をしようとする時に、必要な知識というか情報を得ることができると思うからです。自立生活プログラムに参加したこともあります。そこでは自立する時に「使える制度(年金や介護制度など)の学習」や「金銭管理」、「介護者との関係」など学びました。でも、実際にしてみると色々なことが見えてくるという話も聞きました。参加してみて良かったなと感じています。

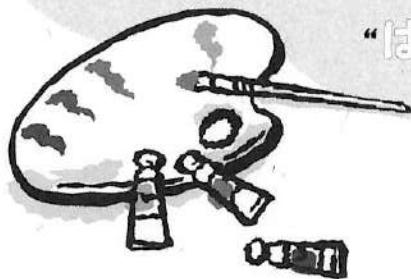
自立生活したい理由は家族とではなく、自分の生活を自分自身で組み立てみたいという思いがあるからです。これからも自分のしたいことに向けて進んでいこうと思っています。きっと色々と大変なことや苦しいことがあると思うけれど、少しづつでも自立生活に向けてがんばっていこうと思っています。



# 施設立ち上げ

## 心身障害者地域デイケア施設

### “ぱれっと”開所までと現在の状況



社会福祉団体 ぱれっと  
代表 大橋 陽子

平成15年4月1日に、朝霞駅より徒歩15分程の朝霞市溝沼に心身障害者地域デイケア施設“ぱれっと”を開所しました。利用者7名（男性4名、女性3名）が常勤職員2名（含施設長）・パート職員1名と共に週5日活動しています。そして、利用者の個々の障害や思いが理解され、自分に合った生活スタイルが作れる場を目指し、試行錯誤しながら様々な活動に取り組んでいます。

県や市には障害者の自立や社会参加の促進をうたい、障害者が地域で主体的に生活できる社会の実現を目指したプランが策定されており、15年度から実施される国の「障害者基本計画」では障害者の生活の場を施設から地域に移すことが強く打ち出されています。そして障害者も家族も皆、小さい頃から学校の行き帰り等に声を掛けて下さった方やいろいろな場面で関わって下さった方が側にいる住み慣れた地域社会の中で地域の人々と共に働き、共に暮らせたらと願っています。



住所 埼玉県朝霞市溝沼6-15-20  
TEL・FAX 048-467-1539

でも現実は…。我が子が養護学校に入学してからは、機会を作り、作業所やデイケア施設を見学してきました。以前デイケア施設を立ち上げた保護者や施設の職員の方々からお話を伺ったときは「朝霞にもあつたらいいな」「みんな生き生きと楽しそうに働いている」と思ったのですが、自分達でと考えた時、なかなか一步が踏み出せませんでした。

我が子が高等部3年になり、卒業後の進路や生活を決めなければならない時期も迫ってきた折り、職場実習の様子を見学しました。朝霞市では平成14年の春、内間木の福祉作業所が再開され、送迎バスや給食もあり、大変恵まれた環境ではありました。しかし、授産活動が中心で仕事も手作業が大半であるなど、我が子にとっては充実した時間を過ごせる場とは思えませんでした。「障害も重く細かな作業は苦手、でも人に接することや身体を動かすことが大好き」そん



# 施設立ち上げ



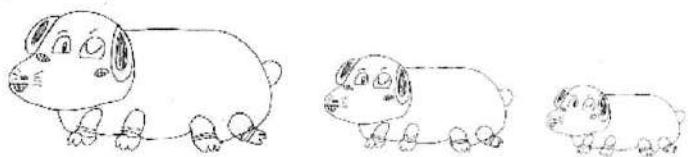
な性格を生かせる仕事をさせたい。また、仕事だけでなく本人が自由に楽しみながら創作したり、制約されず様々な活動ができるところに通わせたいとの思いがだんだん強くなってきました。障害者といっても障害は様々であり、得手不得手もあります。自分に合った生活・職場が選択できるようにしたいと心身障害者のデイケア施設設立に動き始めたのが一昨年の夏でした。新しい施設を立ち上げるには準備期間が短く、知識も少なく、どこからどのように手をつければいいのか迷うことばかりでしたが、幸いにもいろいろな方面から協力を得ることができ、一つ一つ進めていくことができました。9月には市長宛の要望書を提出し、10月には施設の場所・利用者(デイケアは6名以上が設立条件となっています)・職員が決まった時点で申請書を提出。そして、11月には正式に承認されました。申請書提出までの間、何度か市に足を運びましたが「前向きに検討します」という言葉が言葉だけでなく私達の立場や思いに立って考えて下さったことには深く感謝しています。

12月より月一回、少しでも仲間意識を持てたらと利用者・職員・関係者が集まり、カレーを作ったり、外出したりしました。また、準備資金のために寄付集めや和光南養護学校や和光養護学校で野菜の販売をしました。さらに、備品の調達やさまざまな契約・手続

きに走りまわり、何とか4月1日に開所することが出来ました。6日の開所式では朝霞市長はじめ市議会議員、学校関係者、障害者団体の方々が私共と一緒に祝って下さり、感無量でした。

開所して9ヶ月経った今、パンの引き取り配達、情報誌“ぱど”的配達、野菜の販売(最近は施設前でも始めた野菜販売に近所の方々が財布を片手に集まり、買ってくださいます)で沢山の人と触れ合い、農園での野菜作りに汗を流しています。畑で採れた作物が昼食のおかずになる事もあります。陶芸や革工芸など趣味の活動では講師の指導を受けながらそれぞれ自分の好きなものを楽しみながら作っており、個性豊かな味わい深い作品が出来上がっています。

施設を運営維持していく上でも活動内容にしてもまだまだ問題や課題がありますが、利用者一人ひとりが毎日楽しく充実した時間を過ごせる場となるよう、職員と共に頑張っていきたいと思っています。



# 制度を利用して

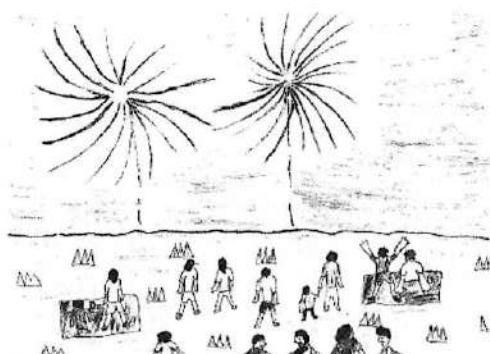
## NPOを利用した重度障害者の支援

特定非営利活動法人 地域自立支援グループ あん  
理事長 沖田 博

朝の6時45分起床。介助者がねむい眼をこすりながら布団を押入に片づけます。私は顔の半分ほどもある大きなあくびをし、今日の仕事(原稿書き)の予定を確認します。そして、介助者に助けられて車椅子に移動します。牛乳をカップ一杯飲み干し、私の一日は始まります。

現在住んでいるのは鴻巣。私がこの街に自立したのは15年ほど前です。自分の人生を自らの意思と責任で切り開くことを目標に一人暮らしをはじめました。途中体を壊したりしましたが、全面的な自立生活を再開し、5年目を迎えていました。人間万事塞翁が馬で、しょうがいが軽かった以前より、重くなった今の方が生活はおもしろく充実しているように思います。多くの人々の協力と支援を受けるなかで様々な刺激を受け、影響しあい、理解しあう中で生活が豊かになつたと感じています。

私の生活を成り立たせるためにヘルパーが一日に3~4人ほどやってきます。前夜に宿泊したヘルパーが朝の7時30分まで滞在した後、別のヘルパーが朝食作りと洗濯で、10時まで滞在します。次のヘルパーは買い物、散歩、昼食作り等を行い午後5時に帰ります。そして、次の人は夕食、トイレ、風呂の介助をして10時に宿泊介助と代わります。



このヘルパーの大半はNPO(非営利活動法人)から派遣されています。実はこの法人、多くの方々の協力をうけ、私が2月に立ち上げたものなのです。発端は平成15年4月から始まった支援費制度にありました。これにより、今まで関わってくれていた有料ボランティアの人は資格がない等で続けられなくなりました。今までの関係性が断ち切られるという深刻な状況に追い込まれたのです。そこで、今まで介助してくれた人達にもNPOに登録してもらい、引き続き同じメンバーに介助してもらおうと思ったのです。話はトントン拍子で進み、3月には指定事業者認定を受け、7月からは本格的な福祉事業を開始するにいたりました。

人間社会に、一部手のかかる人がいるのは当たり前のことでし、それを支えるシステムが地域に存在しないのはおかしいことだと思います。今後、私たちNPOはいろいろな社会福祉事業を通じて、地域における重度障害者支援システムをつくるために活動していきたいと思っています。

地域自立支援グループ あん  
〒365-0037 埼玉県鴻巣市人形2-3-5  
TEL 048-543-0131

養護学校教師から福祉施設長へ  
ぶろっぷ はあと あすなろ 施設長 宇都木 章

「教師として」

養護学校に勤務して19年。その大部分は肢体不自由養護学校の進路を担当し、高等部卒業後の進路先探しに奔走していました。

進路に関わり始めた当時は、少しずつではありますか公立も含め福祉施設が出来つつある時期でした。裏返してみれば、養護学校卒業後の進路は、入所・通所を問わず福祉施設に行くことが当たり前であったわけです。私も当然のことのように、卒業後の行き先探しをしていたことになります。

しかし、当時の福祉の流れは「国際障害者年」を契機に地域福祉(在宅福祉)と社会参加に重点を置くようになっていました。そのような流れの中で福祉施設への進路を進めていたことは、今振り返ってみても間違いなかったと思います。

それは地域福祉という言葉が一般に浸透しておらず、日中活動の場としての福祉施設はそれなりの意味があったからです。

それから10年「身体障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改称され、またノーマライゼーションやバリアフリー等が一般的に聞かれるようになりました。進路担当者としても、ただ単に福祉施設を進路先と考えず、障害のある人たちが将来、より豊かな生活が出来るように支援・アドバイスをしていかなければならぬと痛感しました。

そのころから現場実習への取り組みも、作業の出来る生徒の実習から、重度重複の生徒も他人からの介助を受けながら、様々な環境を体験し、自己決定していく力を養うため、校外実習を行うようになりました。その結果、保護者や教師の実習に対する認識も高まり、実習の成果も期待できるようになってきました。

「福祉施設長として」

実習や進路先ということから多くの福祉施設を見てきました。特に数も多い地域に根ざしたデイケア施設は、卒業生の日中活動の場と

してより身近に感じる存在で、その内容もよく理解しているつもりでした。

しかし、デイケア施設に勤めるようになって、理解していたつもりの内容も実際の運営となると簡単なものではありませんでした。

在学中にどんなことを身につけておいたらよいのか、生徒の進路先として受け入れる立場になって考えてみると、「人との関わりを多く持つこと」「いろいろな体験を通して自立する力を身につけること」だと思います。

この施設は、学校のように恵まれた環境ではなく、職員も若く未経験者が多いのですが、利用者に対して真剣に、そして明るく、前向きに取り組んでいます。学校と違い指導・教育する場ではなく利用者が楽しく有意義な一日を過ごし、明日を楽しみに帰っていくような、また地域社会の中で豊かな生活をするための援助が出来るような施設作りを心がけていきたいと思います。

是非一度見学にお越しください。利用者・職員一同心より歓迎いたします。

(連絡先:施設紹介参照)



宇都木 章 施設長のプロフィール

1984年4月 越谷養護学校勤務

13年間進路指導主事として活躍

2002年3月 越谷養護学校退職

2002年4月 春日部養護学校勤務

2003年4月 「ぶろっぷ はあと あすなろ」

の施設長となり、現在に至る。

# 教師の目・施設の目

# 施設紹介

## 心身障害者地域デイケア施設 「ぶろっぷ はあと あすなろ」

運営主体 越谷市障害児・者とともに生きる会 あすなろ

施設長 宇都木 章さん

〒343-0033 越谷市恩間423 TEL 048-976-0836

平成15年5月1日に開所した定員19名の新しいデイケア施設です。障害者が地域で安心して豊かな生活を送ることを目指しています。また、健康管理に留意し、一人一人の個性に応じた生活を楽しみ、地域や仲間とのつながりを深めていくことを目標にしています。

今年度は、昨年の3月に越谷養護学校を卒業した8名の重度心身障害の方が通所しています。施設は比較的手厚い、職員6名(常勤4名、パート2名)の体制で運営されています。

昼食は、ボランティアの方や利用者のお母さん方が施設で調理しており、利用者全員についてみじん食や裏ごしをするなどの再調理をしているそうです。地域でボランティアを募集したり積極的に外に出て地域と関わりを持つなど、目標実現のために頑張っています。



### <1週間の活動内容>

月	散歩
火	作業 入浴(男子)
水	散歩
木	作業 入浴(女子)
金	レクリエーション

※作業は美術や工作、野菜の栽培等を、レクはボーリングや輪投げ、バルーン遊び等を行っています。また、入浴は夏期(6~9月)限定で行っています。

## 社会福祉法人みぬま福祉会 蓮田太陽の里

身体障害者療護施設 「大地」

デイサービスセンター 「ふらっと」

身体障害者短期入所事業

施設長 高橋 孝雄さん

〒349-0101 蓮田市黒浜1045-1

TEL 048-764-3881



平成14年10月に開所した定員30名の身体障害者療護施設「大地」、デイサービスセンター「ふらっと」の複合施設です。

居室部分は各10人程度の3つのブロックに分かれており、居室は一人一人を大切にした個室ですが、それぞれのブロックには玄関や皆が集まるデイルームがあり、家庭を意識した生活が送れるようになっています。居室以外には、地域交流スペースやリハビリ室、喫茶コーナーなどがあります。

「大地」での午前中の活動は、ウエス製品作り、さをり織り、押し花を使ったしおり作り、竹細工付きの飴や古本の販売等です。皆がそれぞれに役割を持って、毎日の仕事に取り組んでいます。午後は2時から3時半まで、リハビリ活動を行っています。昼食後は地域交流スペースに集合し、ふれあい体操で身体を温めた後、個々のリハビリメニューを行っています。

身体障害の方々や身体・知的の重複障害の方々が、日々の生活を安心して送ることができる場所、それが「蓮田太陽の里」です。

# 支援費関係

## 用語解説

### おうだくぎむ ☆応諾義務

都道府県知事、指定都市・中核市長から指定を受けた指定事業者及び指定施設は、定員が充足している等の正当な理由なく、指定居宅支援及び指定施設支援の提供を拒んではならない。

### おうのうふたん ☆応能負担

社会福祉サービスの利用や租税、社会保険料の負担にあたって、各人の支払い能力に応じ費用を負担すること。

### ききとりちょうさ ☆聞き取り調査

市町村は支援費の支給決定を行う際、本人（十分な聞き取りが困難な場合には家族など）から勘案事項や障害程度区分のチェック項目の聞き取りを行う。

### くじょうかいけつ ☆苦情解決システム

社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、運営適正委員会などの苦情解決のシステムを整備することにより、利用者などからの苦情の適切な解決に努めなければならないとされている。（平成12年6月成立：社会福祉法）

### ☆ケア計画＜ケアプラン＞

利用者を支援する際の計画のこと。ケアプランともいう。利用者本人によるセルフケアプランとケアマネジメント従事者が作成し、利用者の合意を得るプランがある。

### しきゅうけついしょうがいしゃ ☆支給決定障害者

支援費の支給決定事務において、支給決定を受けた障害者のこと。（障害児の場合は、その保護者を支給決定保護者という。）

### じゅきゆうしゃしょう ☆受給者証

市町村が、支援費の支給決定を行う際に、当該支給決定を受ける障害者「支給決定障害者」（児童の場合には「支給決定保護者」）に対して必要事項を記載して交付するもので、支給量、支給期間、障害程度区分、利用者負担額などが記載されている。

### しゅ ふようぎむしゃ ☆主たる扶養義務者

利用者が20歳以上の場合は、同一世帯・同一生計にある配偶者及び子のうち最多納税者、利用者が20歳未満の場合は、同一世帯・同一生計にある配偶者、父母及び子のうち最多納税者をいう。支援費制度では、負担能力に応じてまず利用者本人が負担

し、不足分については主たる扶養義務者からの負担が求められる。

### しううがいていどくぶん ☆障害程度区分

重度障害者に対する支援が適切に行われるよう、施設訓練等支援費の支給決定の際に障害の程度に応じて区分を定め、支援費の額に差異を設けるもの。（各施設支援ごとにA～Cの区分がされている。）

### ☆ソーシャル・インクルージョン

障害児（者）を一般社会の制度やサービスから隔離・排除するのではなく、彼らを社会の中の一員として迎え入れ、「普通の生活」を保障することを目指した福祉理念。

### だいりじゅりょう ☆代理受領

支援費は、支給決定を受けた利用者に支給されるものであるが、実際には使用者に直接支給されるものではなく、サービス提供を行った指定事業者または施設に支払われる。障害者がサービス利用に係わる費用を立て替える必要がないことや、指定事業者や施設が確実に支援費を受け取ることができる等のメリットがある。

### とくていひょう ☆特定費用

身体障害者デイサービス、知的障害者デイサービスにおいて提供される便宜のうち、入浴に係わる光熱費、食事の提供に係わる食材費、創造的活動に係わる材料費、その他日常生活において通常必要となるもので、利用者が負担することが適当と認められるもの。

### ふふくもうし立て ☆不服申し立て

支援費の申請に対する市町村の支給決定に不服がある場合、申請者が行政不服審査法に基づき、支給決定を知った翌日から60日以内に異議申し立て（福祉事務所に権限を委任している場合には審査請求）を行うことができる。

### りょうしゃふたんがくのなんてい ☆利用者負担額の判定

身体障害者及び知的障害者に係わる施設訓練等支援の利用者本人分の負担額については、利用者本人の前年の収入から必要経費を控除した額に基づき判定される。居宅生活支援の利用者本人分については、利用者本人の前年の所得税額などに基づき判定される。また、扶養義務者分については、主たる扶養義務者の前年の所得税額などに基づき判定される。

**埼玉県内肢体不自由養護学校8校  
高等部卒業生の進路状況**

年 度	2000	2001	2002
就 労	1	1	2
訓 練	3	2	1
福祉法施設	29	41	49
地域デイケア	28	32	37
進 学	1	0	1
在 宅	3	3	10
計	65	79	100

## [訓練]

国立職業リハビリテーションセンター  
東京障害者職業能力開発校など

## [福祉法施設]

療護、授産、更生施設  
(含 県リハ) など

## [地域デイケア施設]

県条例による小規模作業所

(定員6名から19名)

**あとがき**

■ 本校の事務室では、今年度現場実習の生徒を受け入れました。恥ずかしながら、私はこの話があったとき、事務室は児童生徒や教職員の個人情報ばかりだから、実習には馴染まないと思ってしまいました。事務職員の反応も初めは私と同じでした。ところが、本校の進路指導主事は困惑した表情で私に言いました。「実習先の開拓をして、市役所や公共機関、民間事業所に実習の協力をいただいている時代に、障害児教育の現場が引き受けませんというのでは、本校だけが取り残されてしまいます。」はっとしました。そして理解しました。福祉行政の充実というのは、地域行政や働く場、議員さんにお願いして結果を待っているというのではなく、自分たちのできることの第一歩を踏み出すことなのだと思います。

この「進路のしおり」は、そういう意味でも先進的であり、様々な情報が満載です。皆様に御活用いただきたいと思います。

(埼玉県立宮代養護学校長 大保木 道子)

■ 「将来の生活に役立ち、身近で分かりやすい冊子があればいいな」との思いから発行してまいりました『進路のしおり』が、今年で11号となりました。第2号には、始まったばかりのレスバイトサービスの記事が載っていました。現在では、学校でもレスバイトの車をよく見かけるようになり、利用目的も本人のステップアップの手段や家族の休養、旅行など様々に活用されているようです。平成15年4月からは、支援費制度が始まりました。色々な制度やサービスが、意味のある使いやすいものへ育つていってほしいと思います。

その時々において奮闘し、輝いている先輩や、保護者の皆様を『進路のしおり』で紹介してきました。今回も勇気づけられ、考え方せられる記事が豊富です。「自分らしく生きる」「地域で共に生きる」「余暇を楽しむ」など、生活の質を高めていくための参考にしていただけると幸いです。

しおり作成にあたりましては、たくさんの方々から御協力や情報を提供して頂きました。心から感謝申し上げます。なお、お問い合わせにつきましては、各校の編集員までお願いします。

(編集委員 平間)

**「進路のしおり」第11号**

発行日 2004年3月15日

## &lt;編集・発行&gt;

◇埼玉県高等学校進路指導研究会障害児教育部会  
・肢体不自由養護学校小委員会

◇埼玉県肢体不自由養護学校進路指導研究会

高本 浩次	県立和光養護学校 048-465-9770
平間 厚宏	県立宮代養護学校 0480-35-2432
原澤 宣雄	県立日高養護学校 0429-85-4391
矢島 健作	県立川島ひばりが丘養護学校 049-297-7753
半田 清雄	県立熊谷養護学校 048-532-3689
斎藤 武義	県立秩父養護学校 0494-24-1361
岩沼 良純	さいたま市立養護学校 048-622-5631
ト部 郡司	県立越谷養護学校 048-975-2111

表紙絵 村山花帆さん(さいたま市立養護学校)  
カットは各校の児童・生徒の皆さんにご協力いただきました。ありがとうございました。

協賛 埼玉県肢体不自由養護学校校長会

(印刷所) 「そめい写植舎印刷」

〒369-0211 大里郡岡部町大字岡部1813-7

TEL・FAX 048-585-8822